

# 宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）と関連事業

第4章 施策と事業	記載の内容	関連事業		
<b>基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化</b>				
<b>施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します</b>				
1 NPO活動への社会の理解と参加促進	(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進	・ボランティア活動のコーディネートを行う機能強化、寄附に関する情報発信、教育活動の中でのボランティアや寄附への関心や理解を深める取組の実施、プロボノの有効性や社会貢献効果に関する情報発信などの取組の推進	民間非営利活動プラザ事業 NPO活動促進事業	
	(2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供	・みやぎNPO情報ネットや広報誌等による情報発信、イベントによるNPOへ理解の啓発 ・県政だよりによる広報やみやぎ出前講座での説明機会の活用、優れた活動の発表場所の創出や表彰の実施	民間非営利活動プラザ事業 NPO活動促進事業	
	(3) NPOによる情報公開・情報発信への支援	・NPO法人事業報告書等の情報公開 ・みやぎNPOプラザの情報提供機能を活用した情報公開、情報発信の充実の支援	特定非営利活動促進法（NPO法）施行関連事務 民間非営利活動プラザ事業	
2 NPOの人材育成と財政的支援	(1) 人材の育成等	・みやぎNPOプラザや各地域における研修、講座の実施 ・県内各地域やNPO支援施設や中間支援組織のスタッフを対象とした研修の実施 ・ICTを活用した積極的な情報発信、NPOと市民の交流促進	民間非営利活動プラザ事業 NPO活動促進事業	
	(2) 財政的支援制度の充実	・活動資金の支援、県税の優遇措置 ・ファンドレイジングやクラウドファンディングなどの手法を習得するための講座やファンドレイザーを活用した財政基盤を強化するための取組の実施 ・ソーシャルビジネスの取組をしている団体の情報収集、モデル的事業の発信 ・寄附に係る先進事例の紹介、ふるさと納税の活用検討 ・NPOへの県の遊休施設の貸付等	民間非営利活動プラザ事業 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業 NPO等による心の復興支援事業 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業	
	(3) NPOが必要とする情報の発信	・みやぎNPO情報ネットや広報誌、イベントによるNPOへ理解の啓発	民間非営利活動プラザ事業	
	(4) 認定NPO法人への移行促進	・認定NPO法人申請や運営に係る相談 ・認定NPO法人についての市民、企業、NPOへの周知	民間非営利活動プラザ事業	
<b>基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備</b>				
<b>施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します</b>				
1 みやぎNPOプラザの機能の充実	(1) 基盤整備機能	①情報収集・提供機能	・みやぎNPO情報ネットの運営、必要に応じて改修 ・事務室等のNPO活動拠点機能の提供等 ・NPOの運営や活動のための助成金、県内支援センターが開催する講座等のみやぎNPO情報ネットへの掲載 ・プラザ内の情報発信ツールの活用や情報誌等による情報発信	民間非営利活動プラザ事業
		②相談・コーディネート機能	・法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談、研修 ・市民とNPO、NPO間のコーディネート ・ICTを積極的に活用したNPOに関する講座	
		③調査研究機能	・NPOに関する各種の調査研究の実施と公表	
		④活動拠点等の提供機能	・NPOに対する会議室や研修室、作業室の提供、事務ブースの貸与 ・交流サロンや常設ショップ、レストランを活用したコミュニティビジネスの展開の場の提供	
	(2) 広域的促進機能	県内支援センターの情報交換や事業の連携実施によるNPO活動の広域的・効果的促進		
	(3) NPO主体の運営	NPO法人を指定管理者とし、運営評議会の意見を踏まえた利用者ニーズに即したサービス提供		
2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化	(1) 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携	①連携・協働体制の構築	みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制の構築	NPO活動促進事業
		②NPO支援施設を対象とした研修等の実施	・NPO支援施設職員を対象とした人材育成研修 ・協働事業の実施	
		③NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ	・市町村に対するNPO活動促進に関する情報提供 ・NPOと市町村との連携による地域課題の解決に向けた話合いの仕組みづくりへの支援	
	(2) 中間支援組織への支援	・中間支援組織の運営力強化につながる取組やネットワーク化への支援		
<b>第3節 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立</b>				
<b>施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します</b>				
1 NPOと行政との協働の推進	(1) 情報公開と政策プロセスへの参加促進	・政策プロセス全般において、市民やNPOが参加できるよう情報の公開及び提供を推進 ・政策立案への参加機会の各級や各種審議会委員の公募の推進	民間非営利活動促進委員会運営	
	(2) 協働の推進	・様々な協働事例の取組の紹介を通して多様な主体との協働を進める ・県の各種事業における「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づく事業発注の推進 ・職員研修の実施等によるNPOに対する理解の促進	NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業 民間非営利活動プラザ事業	
	(3) 市町村への協力・支援	・市町村職員を対象としたNPOに関する講座の開催 ・NPO活動及びその促進に関する情報や市町村が実施するNPO活動支援施策等の調査及び優良事例等の情報提供、NPO活動促進に関する条例や基本計画等の策定に係る情報提供や必要な支援	NPO活動推進事業	
2 NPOと多様な主体との協働の推進	(1) NPO	・NPO間の交流や情報交換の場の提供	民間非営利活動プラザ事業	
	(2) 企業	・NPO活動や協働の事例等の情報提供		
	(3) 教育機関	・学校教育や社会教育の場などの教育現場とNPOとの連携強化に努める		
	(4) 大学等の学術研究機関	・NPOと大学等との連携の実績やその成果等について情報の収集と提供に努める		
	(5) 地域コミュニティ	・地域コミュニティとNPOとの連携を推進		
3 協働を進める上で留意すること	(1) SDGsを意識した活動の促進	・NPO活動がSDGs達成に繋がっている認識を深め、多様な主体との交流の場を創出するなどSDGsを意識した活動の促進に努める		
	(2) 復興の取組における協働、防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築	・多様な主体との連携・協働の推進 ・震災の経験を踏まえ、今後起こりうる災害等不測の事態に備え、平時からの関係づくりに努める		
	(3) 地域課題の解決に向けた話合いの促進	・話合いにより地域課題を解決する仕組みについての普及啓発に努める		